

山陰・夢みなと博覧会記念基金助成事業の見直しについて（お知らせ）

県民の皆様により広く活用していただくべきとのご意見を受け、令和7年度実施分から、民間交流事業の制度が変わります。

また、民間交流事業の改正と併せて、海外教育旅行事業についても、助成を充実させる見直しを行います。

変更後の制度要綱、申請書等の様式は、令和7年3月中旬頃に掲載します。それまでに申請される方は、お知らせください。

【民間交流事業 見直しのポイント】

- (1) 参加要件を緩和し、利用しやすくなります。
- (2) 1回毎の助成額を引き下げ、限られた基金を広く長期間活用できるようにします。
- (3) 広範囲となっている助成項目を限定することで、審査期間の短縮になります。
- (4) 他団体の補助金との併用は不可とします。

【民間交流事業 変更箇所一覧表】

別添1のとおり

【教育旅行事業 変更箇所一覧表】

別添2のとおり

別添1（民間交流事業）

項目	見直し後	見直し前
(1) 参加者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・団体外参加率、継続事業の場合の新規参加者要件の撤廃。 ・コアメンバーによる交流継続を妨げない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の県民参加を求め、特定の団体や会員に限定するものは原則認めない。 ・団体外参加が3割以上、継続事業の場合には新規参加率が3～5割必要。
(2) 助成上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・200万円／年度、団体 ・青少年事業（25歳以下が半数以上）は300万円／年度、団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・300万円／年度、団体 ・青少年事業（18歳未満が過半数）は500万円／年度、団体
(3) 助成項目	<p>渡航を含む国外のカウンターパートとの交流事業のうち、以下の項目のみを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費交通費 （派遣事業：渡航費、日本国内移動費） （受入事業：県内移動費） ・県内滞在費（上限変更無し8,200円） （受入事業のみ） ・交流経費 会場費（上限10万円）（受入事業のみ） 謝金（上限変更10万円） ・パスポート取得費6,000円（12歳未満5年分相当） （派遣事業のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費交通費（派遣事業：渡航費、移動費、受入事業：国内移動費） ・滞在費（国外、県内）上限5日間 ・交流経費（会場費、消耗品費、謝金） ※謝金上限5万円 ・広報費（募集用、交流物印刷、報告書） ・その他（パスポート取得費用5,000円、運送費等交流事業に必要不可欠と認められる経費）
(4) 他補助金との併用	<p>公的補助金、民間団体補助金ともに、併用を不可とし、申請を受け付けない。</p>	<p>公的補助金を受ける場合は、助成対象ではあるものの、事業費から当該補助金額を控除して、助成対象事業費とする。</p>

<p>(5) 継続事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・渡航費について、空路、航路ともに県内発着定期便利用の助成率を高く設定する（県内発着：2/3、県外発着：1/3）。 但し、往復県内発着利用のみを 2/3 助成としていたところ、見直し後は、片道の県内発着でも 2/3 を適用することとする。 ・渡航費以外の経費については、1/2 助成とする。但し、パスポート取得費用については、明記された助成額とする。 	
<p>(6) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正にあたっては、県内大学機関等を含め、広く広報活動を行い、助成事業の利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HP、機関紙等での広報

別添2（教育旅行事業）

項目	見直し後	見直し前
(1) 公的団体が助成する事業	対象	対象外
(2) 助成基本額	10,000 円／人	5,500 円／人
(3) 助成加算額（変更無し）	渡航において、県内発着便を利用する場合に加算 10,000 円／人	